

那覇市都市景観形成助成金交付要綱

平成28年 9月12日

令和 4年12月9日 改正

部 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市都市景観条例(平成23年12月27日条例第39号。以下「条例」という。)第29条第1項の規定に基づく、都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為(以下「助成対象行為」という。)に係る経費の一部に対して、都市景観助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象行為および助成額)

第2条 条例第29条第1項の優れた都市景観の形成に著しく寄与していると認められる行為とは別表に定める助成対象行為をいう。

2 別表に定める助成対象行為を行う場合は、条例第19条第1項の届出を提出しなければならない。

3 この要綱に定める助成対象行為及び那覇市都市景観条例施行規則(平成24年3月27日規則第711号。以下「規則」という。)第30条第2項の助成額は、別表に定めるところによる。

(助成の制限)

第3条 すでに助成を行った助成対象行為に対し、助成を行うことはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 助成を行った日が属する年度の翌年度から起算して10年以上経過している行為。

(2) 条例第29条で定める限度額の範囲内で、複数回にわたって助成対象となる行為を行うとき。

(3) 市長が特にやむを得ないと認めたとき。

2 助成対象行為に対し、他の要綱等により補助を受けようとする者は、この要綱に基づく助成金の申請をすることができない。

(交付の申請)

第4条

規則第31条の規定による交付申請書は、完了した日の属する年度内に提出するものとする。

(財産の管理等)

第5条 助成金の交付を受けた者は、当該助成対象部分の適正な管理に努めなければならないが、5年以上状態を維持するものとする。

2 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業に係る書類を整理し、助成対象部分が現存する間保管しなければならない。

(端数計算)

第6条 助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則

この要綱は、平成28年9月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。

別表

■ 助成対象行為	
赤瓦屋根	<ul style="list-style-type: none">・建築物の沖縄産赤瓦在来瓦葺き及びS瓦葺きまたは断熱瓦葺き(原則として漆喰押さえ)の屋根工事及び漆喰塗替えや瓦葺替え等大規模な修繕工事。・屋根瓦面積は原則として屋根面の水平投影面積の2/3以上とする。・屋根勾配は概ね4～5寸とする。
石積み 石張り	<ul style="list-style-type: none">・琉球石灰岩による外壁、外構等の仕上げや石積み、石塀、石垣等の石工事及び石積み修復等大規模な修繕工事。・原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。
木材等	<ul style="list-style-type: none">・木材等の自然素材や再生木による外壁等の修景工事。・原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。
・新築の建築物は、原則として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。	
■ 助成額	
<ul style="list-style-type: none">・申請者が提出する交付申請書に基づいて審査し、市が適正と認め算定した額を助成額とする。・木材等の修景は材料費のみを助成対象とする。・消費税は助成対象外とする。	